

パブリック・コメント手続結果、計画答申案への意見と対応について

(1) パブリック・コメント手続結果について

No	ページ数 No	寄せられたご意見等と 事務局回答
1	P7 No25	回答には本文 P45 「1-1 障害福祉サービス等の充実」において大人の支援と併せ支援体制の充実を掲げています。となっています。本文の P45 1-1 の文章からは読み取ることができません。
	事務局回答	ご意見にある、「生きづらさを抱える発達障害等の児童の放課後の居場所」としては、1-1にある、「障害福祉サービス等」の一部である放課後等デイサービスの充実を明記している、という趣旨です。
2	P9 No32	<質問> 修正に「一人暮らしをする方や同居家族の支援が見込めない方等」と変更になっています。等と記載する場合は、個別案件が出てきたときに配慮をするという意味で受け取って良いのか
	事務局回答	No32のご意見の要旨は「パブリック・コメント案では、当該サービスの対象者が実際に利用できる方よりも限定されている印象を与える」というものでした。確かに、実際にはもう少し利用対象は広いため、それに沿った修正をしています。国の通知通りに記載すると文章が長くなるため、「等」という表現を使い、一部を省略しました。そのため、ご質問にある趣旨で「等」を用いたわけではありません。
3	P9 No33	<要望> 福祉サービスの見込量の考え方ですが、利用実績としか捉えていませんが、以前よりお伝えしている「利用したくても利用できなかった数字の把握が意味ある数字となる」と思います。今回はこの数字でいったとしても今後の進行管理の場面においては議論すべき事柄として認識をされていて欲しいと思います。
	事務局回答	障害とくらしの支援協議会等で「利用したくても利用できなかった数字」を把握、分析を行い、課題として明確化し、地域ぐるみで検討してまいります。

(2) よこすか障害者計画等（答申案）について

No	ページ数 行数	寄せられたご意見等と 事務局回答
1	P37 7行目	「障害者ニーズの把握まで行えるようになることを目指します」 →「障害者ニーズの把握から解決や軽減まで行えるように…」
	事務局回答	パブリック・コメント手続実施後に、行政や審議会に認められる修正は、明らかな誤字・脱字や、言葉の意味が変わらないような軽微な修正だけです。 そのため、今回の意見聴取は、原則、パブリック・コメント手続結果に基づいた修正に対するものとしています。
2	P38 4行目	「外出支援で最も問題になっているのは」→「外出支援の中で、通所先に自分で通えない…」
	事務局回答	No1 の回答と同じ。
3	P48	身近な地域における相談支援体制の整備⇒機能の充実しか記載がありません。また相談支援員の資格をもっているにもかかわらず実際に活動しない方の活用しか記載がありませんが、待ちの相談だけではなくアウトリーチの方法を模索する等、相談に結びつきにくい人にも相談をうけることが出来る仕組みの検討の記載が必要だと考えます。
	事務局回答	No1 の回答と同じ。
4	P49 8行目	<質問>「機器の利用の困難な方もいるため、人の手による意思疎通支援を担う人材育成に努めます」となっていますが、主な事業として何を指すのか？
	事務局回答	同じページの「主な事業等」にある、点訳・音訳ボランティアの養成、手話通訳・要約筆記者の養成を指します。
5	P51 主な事業等の2つ目	<質問>障害者職場定着支援 今現在育成をしていないように思います。育成の継続はどうなっていますか？もし現在なされていないようであれば継続しての定着支援員の育成が必要だと思います。
	事務局回答	現状、職場定着支援員に対しては、市とよこすか就労援助センターで効果的な職場定着支援を行うための研修会を開催しています。令和2年度も3月にオンラインによる研修会の開催を予定しています。今後も研修会を開催し、職場定着支援員による支援の質の向上を図っていきます。

6	P52 主な事業等の3つ目	活動の場の確保➡事業者が何故送迎をすることができないのかの状況把握の必要。その上で事業者への送迎の働き掛けとなると考えます。
	事務局回答	事業者がなぜ送迎することができないのか等の現状に関しては、障害とくらしの支援協議会「移動支援のあり方検討プロジェクト」や「送迎ワーキング」を通じて把握しています。その現状把握から解決策を模索していくこととします。
7	P61 1行目	「自閉症を含む発達障害を」→「自閉症を含む発達障害等を」
	事務局回答	No1の回答と同じ。
8	P66	<p><質問>本文の中に「横須賀市障害とくらしの支援協議会」と連携し実現にむけ、あるいは課題の抽出等がなされたとの記載が12か所できています。私は障害とくらしの支援協議会の代表としてこの会議に参加させていただいていますが、この記載が、障害福祉課内での摺合せがあった上での記載と捉えてよろしいのでしょうか？</p> <p>今、障害とくらしの支援協議会の在り方について協議会の実務者運営会議の中でも課題となり、2021年度10月以降進め方をはじめ大きく変更をしようとしているところです。私が危惧することはこの計画にこれだけ役割を担うように書かれていますが、今までと体制が変わる中で計画に示された事柄ができるのか？あるいはこの計画をみんなが共有し、その以降に沿って体制を作ることが出来るのか・・・ということです。そのような動きがあることを承知の上での記載と捉えてよろしいのでしょうか？勿論、横須賀市障害とくらしの支援協議会との連携は大切だとは十分承知はしています。</p>
	事務局回答	<p>(1) 障害福祉課内での記載内容のすり合わせの有無について 計画に関する事項は、関係する部局と共有しています。</p> <p>(2) 協議会の運営変更と計画の整合性について 協議会の動きは承知しています。しかし、本計画における協議会に関する記述は、国が定めた基本的な役割を掲載しています。</p>
9	P69 9行目	「点検を行い、必要に応じた見直しを行います。」→「点検を行い、障害当事者がサービスが低下したことにならない見直しを行います」
	事務局回答	No1の回答と同じ。